

平成 29 年 5 月 10 日

第 5 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 平成29年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年5月10日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出書

第 3 報告第 2 号 農地等の使用貸借の合意解約書

第 4 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(関係委員 10 番 松岡委員)

第 5 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(関係委員 6 番 宮崎委員)

- 第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
(関係委員 7 番 石松委員)
- 第 7 議案第 3 号 農地利用状況調査による非農地通知について  
(関係委員 4 番 安武委員)
- 第 8 議案第 4 号 農地利用状況調査による非農地通知について  
(関係委員 4 番 安武委員)
- 第 9 議案第 5 号 農地利用状況調査による非農地通知について  
(関係委員 10 番 松岡委員)
- 第 10 議案第 6 号 農地利用状況調査による非農地通知について  
(関係委員 10 番 松岡委員)
- 第 11 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に  
よる農地利用集積計画の決定について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄  
事務局主事 北里 沙耶花

#### 7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成 29 年第 5 回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は 11 名で、総会は成立しております。  
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** それでは、議事録署名委員は、4番 安武委員 6番 宮崎委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の北里さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

**議 長** 次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出書について」、事務局より報告をお願いします。

**事務局長** 報告第1号でございます。農地法18条第6項による届出について。農地法18条第6項の規定により、下記の届けにより受理したことをここに報告する。平成29年5月10日提出でございます。

番号1でございます。土地につきましては上田と北里になります。土地は田です。面積につきましてはトータルで3,953㎡となっております。賃貸人、賃借人、解約の届出日は平成29年4月25日。引渡日は平成29年5月31日を予定しております。解約の理由は、双方の話し合いによりということでございます。それから報告ではございますが、資料としまして合意解約の写しをつけております。借り手側の印鑑証明も添付しております。報告第1号については以上でございます。

**議 長** ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

**議 長** ないようですので、報告第1号を終わります。

**議 長** 次に、日程第3 報告第2号「農地等の使用貸借による合意解約書について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局長** 報告第2号でございます。使用貸借契約合意解約通知書ということで、甲乙で農業委員会のほうに使用貸借の合意解約通知書が提出されております。土地の情報としましては筆数が多いので

すが、別紙に記した通りといたしまして、資料としましては別冊の4ページです。この案件につきましては後の議案に出てまいります。甲と乙の部分については法人への貸し借りをした合意解約ということで、今後、親と子の名義替えの贈与があって、その後また公社を通して法人に貸し付ける流れの前段として合意解約がなされております。以上です。

**議 長**            ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

**議 長**            よろしいですか。ないようですので、報告第2号を終わります。

**議 長**            次に、日程第4 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局 長**        議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年5月10日提出、小国町農業委員会 会長北里 耕亮でございます。

番号1でございます。農地の所在につきましては、上田になります。畑が3筆で938㎡です。権利の種別ですが、すみません、3条有償移転となっておりますが3条無償移転に訂正をお願いいたします。それから、譲渡人・譲受人、以下の通りとなっております。資料としましては別冊の6ページからになります。3条の許可申請書の写しをつけております。所有権移転でございますが、譲受人の情報につきましては8ページになります。作付面積、作物、それから農機具の情報につきましては以下の通りでございます。農作業に従事する者の情報につきましても8ページの通りです。該当農地からの距離につきましては300m、平均移動時間については2分です。それから世帯員等につきましては9ページに記載の通りでございます。所有権移転3条の条件になります面積の部分では、10ページになりますが経営面積が22,209㎡ということで、5,000㎡をクリアしております。1

1ページでございます。周辺地域との関係ですが、権利取得後の耕作等については近隣に迷惑をかけないということが記載されています。地域との役割分担についても、定期的に周辺農家の方と協力して管理に努めますと記載の通りでございます。該当する土地の情報につきましては登記簿謄本の写しを14ページからつけております。14ページ、15ページ、16ページとなります。ちなみに地目等については途中で地目変更がすべてされております。申請地の場所については、ゼンリンの地図を17ページ、当該地区の周辺の状況がわかるものとして18ページに字図。現場の状況ですが、19ページ、20ページに写真を添付しております。それから、確認書をつけております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

**議 長**      ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10      番      報告します。先日、北里委員と事務局の2人と現地確認に行きました。現地は、譲受人の自宅のすぐ近くで、譲受人が以前からほうれん草を作っている所でありまして、ハウスで祖父の代から使っていますが、お互い登記をちゃんとしておきたいということでの申請であります。今までも譲受人がほうれん草を作ったりして使用しておりますので、何も問題ないと思います。皆様の審議をよろしくをお願いします。

**議 長**      ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2      番      ここは長男がいましたか。3代目になるんですか。

10      番      います。3代目ですね。

**議 長**      それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長**      全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定

しました。ありがとうございました。

**議 長** 次に、日程第5 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年5月10日提出、小国町農業委員会 会長 北里 耕亮でございます。

番号2でございます。農地の所在につきましては、下城と黒淵になります。田が5筆、畑が9筆で面積合わせまして51,694㎡となります。権利の種別は3条無償移転でございます。それから、譲渡人・譲受人、親子関係になります。農業後継者に贈与するということでございます。資料としましては別冊の22ページをお開きください。先ほど、報告案件で使用貸借の合意解約がありましたけども、その絡みでございます。24、25ページが作物の情報、農機具の情報、それから農作業従事者の情報になります。また、農機具等については種類が多いので26ページに一覧を別につけております。家族の情報は27ページでございます。それから周辺地域との関係、地域との役割分担は29ページに記載の通りでございます。該当する土地の情報につきましては32ページから登記簿謄本の写しをつけております。現地の位置関係につきましてはゼンリン地図が51ページからになります。それから周辺土地の関係につきましては、字図を54ページから付けております。土地についてはすべて現地の確認もしておりますので、60ページから写真をつけております。現況の農地としてはこのような状況です。それから、確認書が73ページと土地の一覧でございます。ちなみに、今回、農業後継者に贈与という形で名義替えが3条で無事に済んだ場合には今後、譲受人から公社を通して法人に農地を貸すことで、法人が経営の基盤が強化できるという流れがこの案件の最終的な目的でございます。その経過として贈与ということでございます。以上で終わります。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

6 番 5月2日に、阿南委員と事務局2人と現地確認に行きました。写真を見ていただくとわかりますが、すごい経営です。こんな経営が皆できれば小国町はもっと栄えるのではないかと思えました。何も問題ないと思います。皆様の審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 番 譲渡人の登記簿の住所がほとんど違うようですが。

事務局長 ご指摘の部分については、おそらく登記簿が合ってるだろうと思いますが、代書人に確認いたしまして、都合では許可申請書の方を訂正してもらうようにしたいと思います。

10 番 住所変更が必要です。あと、48ページの登記簿謄本のところは抵当権が残っているようですが。

事務局長 その部分は、私も確認はしましたが、親子関係ということで本人が理解していることが前提でございますが、今回は大丈夫と思います。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第6 議案2号「農地法第4条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号です。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成29年5月



10日提出。土地の所在につきましては黒淵になります。地目は田で、面積が1,494㎡です。申請人は以下の通りです。転用の目的は太陽光です。詳しくは別添の資料で75ページをお開きください。4条の許可申請書の写しを付けております。該当地区の農地の面積は1,494㎡でございますが、そのうち、転用に係る部分は1,074㎡です。それから、事業計画書につきましては77ページをお開きください。事業の目的及び必要性の部分ですが、太陽光発電に注目したことと、それから農地の維持管理に将来的な不安があるということで記載されています。それから、土地の選定理由のところですが申請地自体が道路の南側に面しているということ、周辺農地への影響が少ないこと、また、この田は他の田と比べて収穫量があまりあがらないこと、および日照量、風、倒木等、総合的に勘案し、この土地を選定しましたということでございます。給排水計画は記載の通りでございます。被害防除計画については、土砂などの流出がないよう工事を行い、太陽光パネルの周囲には柵を設置します。被害防除には十分注意いたしますが、万一被害が発生した場合は、当方の責任を持って対処しますということでございます。それから資金計画につきましては記載の通り、10,800,000円ということで、残高証明が付いております。現場の地図ですが、地籍の図面が79ページ、測量図が80、81ページ、太陽光パネル設置の平面図が82ページに記載されております。それから土地の情報としましては登記簿謄本、抵当権については影響のない昔の金額が入っているということによろしいと思います。場所については字図もつけておりますけども、まず87ページをお開きください。土地の代替性の検討表というものがございしますが、転用の場合は特に、この検討表というのが熊本県知事の許可を受けるためには必要となっております。ちょっと口頭での説明になりますけども、第1種農地の場合は原則転用不可でございますが、この土地については第2種農地のその他の農地という位置づけで事務局では出しています。農振農用地には入っていません。第2種農地のその他の農地の場合は、どうしてもそこではないといけないという代替性検討表というのが必須の書類となっております。ここに書いてある一番左側の農地転用申請地は周辺農地への影響、用地取得の可否、総合判定、すべて○が付いております。

すが、他に1、2、3と同じように田と山を検討した結果、×が付いている所は農振地です。転用ができないということです。山については日当たりが悪く、費用もかかるということで×になっております。3の田については面積が狭いということです。こういう代替性の検討を持って、ここが一番適しているということで申請となっています。代替性の検討は88ページにそれぞれナンバーがふってあります。工事の見積書の写しが89ページに付けてあります。排水同意書が90ページ。現場の状況でございますが、93ページに字図がありまして申請者の自宅の前に位置するところでございます。場所としては94ページに写真が付けてありますが、ご自宅の2～3メートルの石垣を上がって、このような94ページの上から2枚の写真が該当地区になります。一番下の3枚目の写真は隣の山付きの状況を撮ったものです。95ページは当該地区の下の町道の下に阿弥陀杉がございまして、そこから見上げた時の土地の状況を示した写真でございます。山付きでございます。96ページが確認書となります。以上で説明を終わります。

**議 長**            ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

7            番            5月2日に高村委員と事務局の2人で現地確認に行きました。当日私は急用で行けませんでした。別日に現地は確認しております。現地は、例年水が不足していて、いつも遅くにしか田植えができない状況の田でございます。今までにない、太陽光ということで申請があがってまいりましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

**議 長**            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

4            番            この地域は地番整備はできてないんですか。

**事 務 局 長**            公共事業としての補助整備は、申請地の下の部分は入っている部分がありますが申請地は全くされておりません。先ほど少し言いましたが、農地の区分として第2種農地のその他

の農地の定義というのがあって、公共事業として補助整備がされている場合、農振農用地に自然と入ってきますので開発行為、転用等なかなか難しくなります。逆に言えば、公共事業等で補助整備していないところについては、地形的な部分で山間迫田の山付きの部分は農振農用地にも入っていない場合がほとんどですし、転用は可能になります。

10 番 93ページで、隣接関係の所有者、地目が書いてないが、書いた方がいい。

事務局長 改善します。93ページは、色を付けている部分が申請地で、ちょうど家の前です。字図なのでちょっと形が違いますが、位置関係としてはこのような感じです。当該申請地の前に道がはしっており、道の反対側にも農地が広がっています。山付きの部分です。こちらも確認しましたが農振農用地には入っていませんでした。万が一、ここが農振農用地ということになれば開発はなかなか難しいということになりますが、今回は農振農用地外ということでございます。

事務局長 すみません、補足ですけれども、最近になって県が転用の案件について現地を確認に来る頻度が高くなっています。私が来て1年目くらいは転用で農業委員会の審議が終わった後に許可相当として県に上げた場合、県がまた確認に来るとするのは稀だったんですけれども、ここ数か月、ほぼ確認に来ておりました、この案件についても現地確認の予定が入っております。町で許可相当と審議されても、最終的には県の審議ということでございます。

議長 これは常設審議委員会にかかりますか。

事務局長 面積的に届いていないので、振興局の審議です。

1 番 太陽光の転用については代替性検討表があれば、農振地区以外なら転用が効くということですか。

事務局長 転用の許可基準というものがあまして、その中で第2種農地の場合はどうしても他を検討した結果、ここしかないとい

う検討表が前提というか条件の一つになります。第1種農地になりますと別に条件が加わって、集落との接続がある場合はダメだとか色々な条件が出てきますが、第2種農地の場合は代替性の検討が条件です。

こういう案件は私が来てからも営農型を除くと初めてだったものですから、過去の議事録を遡って調べてみました。下城の河川敷の案件が1件審議されて許可がおりていたものがあったので参考にさせていただきました。代替性というのは他になければいいのですが、振興局の審議になります。3,000㎡を超すと常設審議委員会というのがありますが、今回のケースは振興局の案件となります。事前に、県にも相談しましたが代替性というのはなかなか解釈が難しく、人の土地でもお金を出せば買えるから、自分の土地だけを検討するのは違うという意見もあるようです。そうになるとキリがないので、そこについては県との議論の余地があると思います。今回の代替性の検討はあくまで自己所有の中でとなっています。そこは県との協議になります。

**議長** それでは採決いたします。議案第2号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議長** 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議長** 次に、日程第7 議案第3号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局長** 議案第3号、非農地通知書(案)ということで、文面を読みあげます。平成29年5月10日の農業委員会の総会において、貴殿が所有する下記土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。なお、農業委員会は、下記土地について、農地基本台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対

し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。ということで、第3号議案については宮原になります。地番は以下のとおりでございます。地目は田、登記簿も田、現況は農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（山林・原野）、面積は808㎡、登記簿も808㎡です。

別紙の資料の97ページをお開きください。皆さんに、毎年現地を調査していただいているものがベースになっております。98ページの農地状況等調査票というのを付けております。小国町の中で現地調査したものの部分で、宮原地区の1つが今回の案件になります。こちらに利用困難条件ということで、地図番号1-5で、ア・オ・コと付けてありますが、これは土地の条件を判定する際に、アだと道路の道幅が狭い等、荒れて通行できない、オでは石礫等の混入など、土壌の状態から見て耕地として利用困難、コは狭小で周辺に農地がほとんどなく、将来的に近隣農地との団地化の可能性もない状況、こういった条件で今回の案件は非農地化の対象となっています。ちなみに、総会にかけて非農地化を処理することになっておりますので、100ページに改めて現場の写真を付けております。ちょうど、国道212号線の関田に向かう、左側に高校のグラウンドが見えるところの下になります。ほとんど藪で森林化した状態です。場所としましてはゼンリン地図が101ページにあります。小国高校のそばです。簡単ですが、以上で説明を終わります。

- 議 長**            ただいまの事務局の説明に関連して、宮原地区担当の安武委員から報告をお願いします。
- 4      **番**            位置的には高校のグラウンドの前の橋の下です。竹藪のようになっています、農地としては使っていません。皆様のご審議お願いいたします。
- 議 長**            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
- 5      **番**            ここに入る時はどうやって入るんですか。道は無いですよ

ね。

4 番 道は無いです。下から行くしかない。

10 番 この地域は地籍が終わっているの、地籍の地図で地番等を確認した方が良いでしょう。

持ち主は小国の方ではないようですが、住所はわかりますか。

事務局長 本人の住所は今のところわかっていません。

議長 本人申請ではないですよね。非農地化の通知をするときに住所がわからないといけませんね。

事務局長 その場合は、告示や公告という形になるかと思いますが、そこは確認しておきます。

10 番 非農地化の流れを再確認させてください。

事務局長 すみません、事務フローを作っておけばよかったのですが、昔の非農地化は申請主義で、窓口で「非農地化証明してください」と言えば、そのまま証明するという時代が全国的にもあったようです。今も申請主義は無いことは無いですが、今は農地状況等調査という法律上位置づけられたものができるので、A判定、不作付地は、貸したり耕作を促すというのが法律上の義務になりまして、それが推進委員さんの仕事にもなりました。山林化したB判定については、積極的に農業委員会の権限で判定して当事者に通知をして、当事者はその通知を持って法務局に行って登記の地目変更という流れでございます。

10 番 この通知書を持っていけば地目変更できるということですね。

事務局長 法務局で地目変更申請書を出す際に、この通知が添付書類として必要です。

10 番 申請主義ですか。

事務局長 そうです。法務局のホームページに、必要な添付書類等載っています。

3 番 土地の所有者が拒むことはできるのですか。

事務局長 そこは私も気になった所で、例えば自分の土地が一方的に農業委員さんに判定されて、通知が来るということになるんですけども、法的に農業委員会はそれができる唯一の機関です。

3 番 農業委員会としては、現地を複数人で確認してやっている。山間地ですから、拒む人というのはほぼいないとは思いますが。

事務局長 確かにおっしゃる通り、都市部の方などに突然この通知が来て、「勝手に地元の農業委員さんがこういうことできるんですか」という話になる可能性はあると思います。わかりやすいフローなどを付けて、通知はしたいと思っています。

3 番 例えば、A判定とB判定の合間の判定は難しいだろうと思う。シミュレーション等しても、判定が難しい。7月以降の話にはなりますが、懸念するところです。

事務局長 ありがとうございます。実は、今回現場に行ったところは他にもあります。委員の皆さんが、以前B判定を下した所に改めて今回現地確認に行っているわけですが、Bではないというように事務局で判断した所もあるし、明らかに転用である部分もあるので、そこは除かせていただいています。

10 番 先ほどの話しですが、登記の地目はちゃんと現況に変えないといけないとなっていますので、そこは責任持ってやっていかないといけない。

事務局長 今回は、明らかにBである所を議案にかけさせていただいている状況ではあります。

2 番 　　他のB判定の所は、事務局長が見た限りはB判定ではないということですか。

事務局長 　　200件以上あるので、まずは農振農用地に入っていない所、なおかつ中山間地に入っていない所、さらに年金絡みではない所をB判定で順番通りやっていかないと追いつかないと思い、今回はお願いしたところです。順次、大字順に時間かけてでもやっていきたいと思っています。

1 番 　　せっかくこれだけ今まで調べてやっているのに、大変だけどやるしかないですね。

議長 　　それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 　　全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

議長 　　次に、日程第8 議案第4号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　第4号議案です。非農地通知書（案）ということで文面については先ほど読み上げた通りでございます。土地の所在は宮原になります。地番は以下のとおりでございます。台帳上は田と畑でございます。現況は農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（山林・原野）、面積は以下の通りでございます。

資料の101ページからになります。103ページに9月13日に調査した調査票が付いております。地番は書いてある通りで、利用困難条件は、わかりやすく言えばこれがたくさん付いているほど悪い場所ということになります。現場の状況につきましては105ページ、こちら先ほど以上の山に囲まれた状況でございます。場所は、南小国との境のような場所です。位置関係としましては106ページのゼンリン



地図を見ていただくと、境というのがわかると思います。以上でございます。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、宮原地区担当の安武委員から報告をお願いします。

4 番 位置は、南北の境で、宮原からわきどに行く中間あたりです。現況として、水田の形はしています。出水で水田をしていた所で、田んぼの一枚一枚は狭く、周りは杉林で日当たりはよくありません。ご審議、よろしくをお願いします。

**議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 番 地籍が終わっている所なので、地籍の図面で地番の確認をした方がいい。

事務局 長 ご指摘の通り、確認して地籍図が手に入るようでしたらそれで確認をさせていただきたいと思います。

**議 長** それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

**議 長** 次に、日程第9 議案第5号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案第5号です。非農地通知書（案）ということで対象者については以下の通りです。土地の所在は上田になります。地番は以下のとおりでございます。台帳上は田ございまして、現況は農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農

地（山林・原野）、面積は1,077㎡です。

資料の107ページからになります。108ページに9月に調査した調査票が付いております。ウカキコの利用困難条件が付いております。

現場の状況につきましては110ページです。5月の状況でこれですので、夏場はもっと鬱蒼とした感じになると思います。山に囲まれた状況でございます。位置関係としましては111ページのゼンリン地図を見ていただくと、ほとんど山に囲まれている状態です。以上でございます。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 場所は、別所と江古尾の間のゼンリン地図の黄色い部分です。谷まで行き詰った所で、両側が50年生以上の杉があり、以前は湧水で田を作っていたらと思います。田にも畑にもならない所で、前回調査した時も荒れておりました。皆様のご審議、お願いします。

**議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 土地の所有者は、亡くなっていて、今は長男が維持管理していると思います。

事務局 長 ありがとうございます。登記簿の名義で確認していたので、すみません。

**議 長** それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

**議 長** 次に、日程第10 議案第6号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局長** 議案第6号です。非農地通知書（案）ということで対象者については以下の通りです。土地の所在は上田になります。地番は以下のとおりでございます。台帳上は田ございまして、現況は農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（山林・原野）、面積は333㎡です。

資料の112ページからになります。113ページに9月に調査した調査票が付いております。アウカキコの利用困難条件が付いております。現場の写真につきましては115ページです。山付迫田の森林に囲まれた状況です。位置関係としましては116ページのゼンリン地図を見ていただくと、山付きの迫田の状況で、黄色く色が付けてある所になります。以上でございます。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 現地は、小南平と江古尾の間で、キャンプ場の手前から谷間に下りていく所です。両側が谷間で、50年生以上の杉に囲まれています。田は湧水で作っていたと思います。畑には向いていないと思います。道もない状況で、雑木に囲まれていて、これから農地としては無理だと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

**議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 ここは何枚もあるけど、3畝しかないですか。去年調査した時はもっと面積があった気がしますが。

**事務局長** 事務局で、地籍が終わっている所は優先的に処理していこうと思っておりますけど、あとについては確定がなかなかできない

いので。

2 番 見た感じは、1反以上ありそうでした。

10 番 再度、字図などで確認した方がいいかもしれないですね。

事務局長 確認します。ただ、ここで現況に相当する面積を追いかけるのは難しく、位置関係だけでその番地を探す方が簡単というか、事務局としてはハズレがないかなと思います。

10 番 法務局の証明はあっても、確認は再度必要だと思います。申請するときは、周りの状況も字図を付けて、確認しなければと思います。

事務局長 ご指摘の部分については、字図を添付して所有者の確認もしてから処理したいと思います。

10 番 所有者は違うんですかと聞かれることもあるだろうし。

事務局長 条件付けるのも申し訳ないのですが、なかなか未確定な所が地籍が終わっていないとあるので、不安定な部分を含めて通知を出してしまうのもトラブルのもとになるので、確実な部分だけを先にさせていただきたいと思います。

5 番 調査票は地番が2つ書いてありますね。だから広く見えたのでは。

事務局長 補足で説明しますと、現場でこういう2つの地番で抑えられた場合で、事務局で字図を調べたら土地が離れていて、現地は1か所だけだったという場合、不確定要素がある場合はそれを外して番地と字図が一致した部分だけをピックアップした背景はあります。

今言われたように、2筆入っていたのは、当初確かにあったのかもしれませんが。

5 番 どこまでを農地じゃなくしたなど、字図を確認してしたほうがいいですね。

事務局長 非農地化しなければいけない流れですが、町は地籍が終わっていないというのを公の場で何度も説明したことがあります。県は、仕方がないですねと最初は言っていましたが、最近、だったら税金払ってないでしょ、税金を払っている所有者はそこに土地があると認めているから税金払ってるんでしょという風に切り返してきて、地籍が終わってないから調査出来ませんというのは理由にならないということを県が言いましたので、課税されているかいないかに関わらず、税金として固定資産税としてその人に土地が上がっている以上は、その人が土地を持っているということで調査してくださいというのが県の見解だったものですから、わからないなりにもやっついていかなければならないのが現状でございます。

提案ですが現在の農業委員さんで、例えば地籍が終わった所から先にすると決めるというのが事務局としてはトラブルもなく行くかなと思っている所でございます。

2 番 今、地籍はどこまで進んでいるんですか。

事務局長 今は黒淵の途中ではないかと思えます。

議長 今年で黒淵が終わる予定です。

2 番 地籍が小国町全部終わらないと、税金の対象にはならないんですか。

事務局長 課税の部分はちょっとわかりませんが、地籍が終わっている部分は本人がそこを確認したのは事実です。

2 番 地籍が終わった所から課税するかというとそうでもない。みんな平等に終わってからになるんですかね。

1 番 面積が違ったりするだろうからですね。でも実際、税金は動いてますよね。

事務局長 確かにその話は何年か前からあったと思います。例えば原野等は何倍にもなったりするけど、課税はどうなるという話

がありました。

10 番 推進委員と農業委員だけでは時間がかかるので、所有者もある程度出てもらわないといけないですね。疑問点が出てきますね。

事務局長 事務局も迷いながらの部分はあるんですけど、本人立会いというのが理想であって、なおかつそれが地籍が終わっている所が一番良いやり方かなというのはあります。しかし100か所あるので、やれるところからやっていくしかないかなと思っています。

1 番 これだけでは分かりづらいでしょうね。地籍が終わった所からやっていくのが一番でしょうね。

議長 改選前に非農地化のやり方について打ち合わせをして、新しい体制になってから続きをやる必要があるかなと思います。

議長 それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。

議長 次に日程第11議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第7号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用計画の決定について意見を求める。平成29年5月10日提出でございます。土地の情報については番号1から説明します、まず、1番 黒淵でございます。地目は田。面積は3,506㎡です。利用権設定については、新規になります。水田として利

用し、期間は4年、使用貸借です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、男、53歳、農作業従事日数300日です。経営規模は以下の通りです。米と椎茸、世帯員は男2、女1以上でございます。

次に番号2の説明をいたします。黒淵です。地目は田。2筆で2,960㎡、利用権設定は、再設定。水田として利用し、期間は5年、全部で360kgの物納です。

次に番号3です。上田です。地目は畑。5筆で5,412㎡です。利用権設定は再設定です。水田として利用し、期間は5年、全部で300kgの物納です。

次に番号4です。上田です。地目は田。3筆で1,302㎡です。利用権設定は再設定となります。水田として利用し、期間は5年、全部で180kgの物納です。

次に番号5です。上田です。地目は田。1筆で2,197㎡です。利用権設定は新規となります。水田として利用し、期間は1年、10a当たり60kgの物納です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、女、62歳、農作業従事日数250日です。経営規模は以下の通りです。米と受領農作業、世帯員は男1、女3以上でございます。

次に番号6です。上田です。地目は田。5筆で9,553㎡です。利用権設定は新規となります。水田として利用し、期間は10年、使用貸借です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、男、64歳、農作業従事日数300日です。経営規模は以下の通りです。米、世帯員は男1、女2以上でございます。

次に番号7です。上田です。地目は田。1筆2,528㎡です。利用権設定は新規となります。水田として利用し、期間は3年、10a当たり60kgの物納です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、男、50歳、農作業従事日数310日です。経営規模は以下の通りです。米、世帯員は男3、女4以上でございます。

次に番号8です。宮原です。地目は田。6,215㎡です。利用権設定は新規となります。水田として利用し、期間は3年、10a当たり60kgの物納です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、男、50歳、農作業従事日数310日です。経営規模は以下の通りです。米、世帯員は男3、女4以上でございます。

次に番号9です。宮原です。地目は田。3筆で3,928㎡です。利用権設定は新規となります。水田として利用し、期間は3年、10a当たり60kgの物納です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、男、50歳、農作業従事日数310日です。経営規模は以下の通りでして、米、世帯員は男3、女4以上でございます。

次に番号10です。宮原です。地目は田。151㎡です。利用権設定は新規となります。水田として利用し、期間は3年、10a当たり60kgの物納です。別紙の資料をご覧ください。設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、男、50歳、農作業従事日数310日です。経営規模は以下の通りでして、米、世帯員は男3、女4以上でございます。

次に番号11です。黒淵です。地目は田。683㎡です。利用権設定は再設定となります。水田として利用し、期間は5年、10a当たり14,000円の賃借料です。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

4番 使用貸借とはなんですか。

事務局長 通常親子関係が多いですが、他人でも、お金を払わなくていいけど農地は維持してもらいたい場合は、双方の話し合いで使用のみが使用貸借となります。

10番 上田は法人が借り上げるんですが、3番は、法人が借り上げる対象に入っている土地です。

議長 3番だけ保留にするか、法人が始まった時に解約するかどちらかですね。

5番 農業者年金には影響ありませんか。

事務局長 関係ありません。

10番 9月くらいから、法人関係の議案がたくさんでてくると思います。



4 番 4番は保留にしなくていいんですか。

事務局長 受け手のかたがご存じだったので大丈夫です。

議長 どうしますか。

10番 私が、どうするか聞いてみましょう。

議長 では、3番だけ保留ということにします。

議長 それでは採決いたします。議案第7号について、3番のみ保留で、その他は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は3番のみ保留で、その他は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第5回総会を閉会致します。

平成29年第5回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

6 番